



2024年3月29日

各 位

会 社 名 株式会社両毛システムズ
代 表 者 代表取締役社長 北澤 直来
(コード番号 9691 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 上山 和則
(TEL 0277-40-2073)

当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2018年（平成30年）12月14日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」により開示した株式会社オービス総研より提起された訴訟について、2024年3月27日に、前橋地方裁判所から判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった年月日及び裁判所

- (1) 判決日 : 2024年3月27日（判決正本送達日：2024年3月29日）
(2) 裁判所名 : 前橋地方裁判所

2. 訴訟を提起した者（原告）の概要

(1)	名 称	株式会社オービス総研
(2)	所 在 地	大阪府大阪市西区千代崎3丁目南2番37号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中沢 正和

3. 訴訟の内容及び請求金額

- (1) 訴訟の内容：損害賠償等請求事件及び損害賠償等請求反訴事件
(2) 請求金額 : 34億0951万6412円及びこれに対する遅延損害金

4. 訴訟に至った経緯

原告は、原告が訴外エンドユーザから受注し、当社に対して発注した、電力自由化に向けた、訴外エンドユーザのシステム開発プロジェクトに関し、当社が開発したシステムに瑕疵があることを理由とする債務不履行等に基づく損害賠償の支払い、原告がこれに関する当社の業務を支援したことを理由とする商法512条に基づく報酬の支払い及び上記に対する遅延損害金の支払い等を求める訴えを提起したものです。

5. 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、4億1047万3286円及びこれに対する平成29年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金銭を支払え。
- (2) 原告のその余の本訴請求をいずれも棄却する。
- (3) 原告は、被告に対し、5163万8839円及びこれに対する令和2年2月20日から支払済みまで年6分の割合による金銭を支払え。
- (4) 訴訟費用は、本訴反訴ともに、これを9分し、その8を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (5) この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

6. 今後の見通し

当社の反訴請求における請求金額は全額認められましたが、原告の本訴請求について、請求額の1割程度とはいえ認容する判断がなされ、当社の主張の一部が認められなかったことは誠に遺憾であります。

また、当社は、本判決に関連して、2024年3月期の当社グループ連結決算において、訴訟損失引当金繰入額として特別損失として計上する予定です。

なお、当社の業績に与える影響につきましては、損失額の算定を行い、公表すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以 上